

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
京浜港施工状況確認補助業務 川崎港の対象工事現場 R2.4.1～R3.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R2.4.1	一般財団法人 港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞ヶ関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	194,156,078	183,590,000	94.6%	
京浜港施工状況確認等補助業務 横浜港の対象工事現場(調査現場を含む) R2.4.1～R4.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R2.4.1	一般財団法人 港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞ヶ関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	131,560,124	123,750,000	94.1%	
京浜港施工状況確認補助業務(その2) 横浜港、川崎港の対象工事現場 R2.4.1～R3.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R2.4.1	一般財団法人 港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞ヶ関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	44,970,489	40,480,000	90.0%	
京浜港発注補助業務 横浜港、川崎港の対象工事現場 R2.4.1～R4.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R2.4.1	一般財団法人 港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞ヶ関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	55,272,635	52,470,000	94.9%	
京浜港貸付国有港湾施設維持補修工事等 横浜市中区本牧ふ頭1番195地先 他 R2.4.1～R3.3.31 港湾土木工事	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R2.4.1	信幸建設株式会社 東京都千代田区神田司町2-2-7	1010001018642	一般競争入札 (総合評価)	327,160,417	324,500,000	99.2%	
川崎港設計・調査資料作成業務 京浜港湾事務所 R2.4.1～R3.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R2.4.1	一般財団法人 港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞ヶ関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	150,753,835	143,000,000	94.9%	
川崎港臨港道路東扇島水江町線航行安全管理業務 川崎市川崎区京浜運河 R2.4.1～R3.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R2.4.1	公益社団法人 東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中区海岸通り3-9	1020005009686	一般競争入札 (総合評価)	52,920,997	52,800,000	99.8%	
川崎港臨港道路建設資材価格等調査 京浜港湾事務所 R2.4.17～R3.4.22 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R2.4.17	一般財団法人 経済調査会 東京都港区新橋6-17-15	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	10,455,904	9,900,000	94.7%	
横浜港南本牧地区付帯施設整備工事 横浜市中区南本牧地先 R2.4.23～R2.11.30 通信設備工事	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R2.4.23	NECネットエスアイ株式会社 東京都文京区後楽2-6-1	6010001135680	一般競争入札 (総合評価)	204,876,523	198,000,000	96.6%	
横浜港港湾施設整備検計業務 京浜港湾事務所 R2.4.24～R3.2.26 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R2.4.24	日本海洋コンサルタント株式会社 東京都港区芝浦3-7-9	6010601028929	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	36,417,629	28,974,000	79.6%	
京浜港国有港湾施設維持管理計画策定業務 京浜港湾事務所 R2.5.7～R3.2.26 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R2.5.7	日本海洋コンサルタント株式会社 東京都港区芝浦3-7-9	6010601028929	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	9,302,423	7,348,000	79.0%	
横浜港本牧地区岸壁細部設計 京浜港湾事務所 R2.5.7～R3.2.26 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R2.5.7	日本海洋コンサルタント株式会社 東京都港区芝浦3-7-9	6010601028929	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	19,026,951	15,180,000	79.8%	
横浜港新本牧地区港湾施設細部設計 横浜港新本牧地区 R2.5.8～R3.3.26 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R2.5.8	八千代エンジニアリング株式会社 横浜センター 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7	2011101037696	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	55,703,533	44,363,000	79.6%	

令和2年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 横浜港における整備効果検討業務

本件は、下記の理由により、株式会社ニュージェック関東支店 と随意契約致したい。

記

本業務は、国土交通省の定める事業評価の手法に基づき、横浜港における港湾整備事業について、その整備効果を分析・評価するものである。

今回検討対象となる2つの事業はこれまで別事業として事業評価を行っているが、横浜港の物流機能の強化を同一目的を有した一連の施設群であり同時期に一体的に整備される施設群であることから、今回一体評価(再評価)を行う。また、臨港道路(本牧～新港)は山下の再開発に合わせ上記の再評価に追加して新規事業化を予定している。

これにより本事業は横浜港だけでなく京浜港全体の国際コンテナ貨物や港湾物流の動向に大きな影響を与える巨大プロジェクトとなるため、マクロな視点での貨物量推計、海運アライアンスの動向把握、ふ頭再編による港湾物流や港湾における産業立地をを考慮した交通量推計など包括的な検討を行う必要がある。

このため、「調査対象事業の背景や特性を踏まえた上で整備効果を検討する際の留意点」について、技術提案を求め、仕様書に提案を反映し、本業務を遂行することにより、最も優れた成果が期待出来る。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注する事とした。

(株)ニュージェックは本業務実施にかかる総合評価型プロポーザル方式により提出された技術提案書及びヒアリング内容を建設コンサルタント等選定委員会に置いて評価検討した結果、予定監理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、株式会社ニュージェック関東支店 と随意契約致したい。

令和2年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 横浜港港湾施設施工法検討業務

本件は、下記の理由により、一般財団法人 港湾空港総合技術センター と随意契約致したい。

記

本業務は、横浜港港湾施設の整備にかかる施工方法等の検討を行うものである。本業務では、「横浜港国際海上コンテナターミナル再編整備事業」を対象としている。再編整備事業では、新本牧地区及び本牧地区の対象施設が同一港内に位置しているとともに、施工時期も重複することとなっている。このため、本検討は2地区の同時施工を想定したものとなり、高度な検討整理が必要となる。

加えて、新本牧地区は大水深かつ大規模施工であり、本牧地区は難易度の高い施工方法の検討結果及び実現性の高い施工計画の検討結果(工程や調達等)が求められる。

これらを取りまとめるためには、個々の地区、施設の条件設定はもとより、包括的な検討方針及び検討条件の整理と設定が重要となる。

よって、検討条件の整理設定について、技術提案を求め、仕様書に提案を反映し、本業務を遂行することにより、最も優れた成果が期待できることから、簡易公募型プロポーザル方式により発注する事とした。

一般財団法人 港湾空港総合技術センターは、本業務実施に係る総合評価型プロポーザル方式により提出された技術提案書及びヒアリング内容を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、一般財団法人 港湾空港総合技術センター と随意契約致したい。

令和2年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 川崎港臨港道路東扇島水江町線技術評価業務

本件は、下記の理由により、川崎港臨港道路東扇島水江町線技術評価業務 沿岸技術研究センター・大日本コンサルタント設計共同体 と随意契約致したい。

記

本業務は、川崎港臨港道路東扇島水江町線の橋梁構造における技術的な検討を行うとともに、橋梁技術・施工検討会の運営を行うものである。

主橋梁部は大型船舶が航行する京浜運河を渡河するため、大きな桁下空間を確保する必要がある一方、東京国際空港(羽田空港)の航空制限(制限表面)により低主塔かつ径間長が国内最大クラスの斜張橋である。本橋のこのような地理的要因、構造上の特徴を踏まえ、設計上の要求性能を満たすことが重要である。

以上から、課題を適切に把握し合理的に解決する専門的な技術が必要であり、同様な事業の建設事例等を踏まえたうえで、多岐にわたる技術的知見も必要となる。

よって、本業務は、技術提案を求め、特記仕様書に提案を反映し本業務を遂行することにより、最も優れた成果が期待出来ることから、簡易公募型プロポーザル方式により、発注することとした。

川崎港臨港道路東扇島水江町線技術評価業務 沿岸技術研究センター・大日本コンサルタント設計共同体は、本業務実施に係る総合評価型プロポーザル方式により提出された技術提案書及びヒアリング内容を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、川崎港臨港道路東扇島水江町線技術評価業務 沿岸技術研究センター・大日本コンサルタント設計共同体 と随意契約致したい。

令和2年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 横浜港コンテナターミナル施設配置検討業務

本件は、下記の理由により、株式会社日本港湾コンサルタントと随意契約致したい。

記

本業務は、横浜港におけるコンテナ船の大型化や増加するコンテナ貨物に対応するため、コンテナターミナル再編事業にかかる施設配置等の検討を行うものである。

船舶の大型化や貨物量増加により港湾施設能力が不足することから、本格的な対応として新本牧ふ頭に新たなコンテナターミナルを整備しつつ、本牧ふ頭における既存コンテナターミナルにおいても改良等を行い、さらなるターミナル機能の向上が必要となる。

このため、本業務で検討を行う施設配置等の検討に当たっては、隣接するコンテナターミナル等の運用への影響や、横浜港全体の物流ネットワークを十分に把握した上で検討することが重要である。

よって、「新本牧ふ頭での渋滞緩和を考慮した新本牧地区コンテナターミナルにおけるゲート、待機レーン及びふ頭内道路の配置検討にあたっての留意点」について、技術提案を求め、仕様書に提案を反映し、本業務を遂行することにより、最も優れた成果が期待出来ることから、簡易公募型プロポーザル方式により、発注する事とした。

株式会社 日本港湾コンサルタントは、本業務実施に係る総合評価型プロポーザル方式により提出された技術提案書及びヒアリング内容を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、株式会社日本港湾コンサルタントと随意契約致したい。

令和2年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 横浜港の大水深岸壁における大型荷役機械諸元検討業務

本件は、下記の理由により、一般社団法人 港湾荷役機械システム協会 と随意契約致したい。

記

本業務は、横浜港のコンテナターミナルにおける荷役機械大型化のための設計荷重の検討を行うものである。

船舶の大型化対応としては、本牧ふ頭の既存コンテナターミナルにおいて大型船に対応したガントリークレーンの更新や、新本牧ふ頭において新たな大水深コンテナターミナルの整備が必要となる。

このため、本業務で検討を行う大型荷役機械の諸元検討に当たっては、既設岸壁へ大型荷役機械が載荷された場合の岸壁改良範囲を最小限にすることを前提として検討することが重要である。

よって、「既存耐震岸壁に大型荷役機械が載荷された場合の岸壁改良範囲を最小限にすることを前提として、荷役機械の荷重条件を検討する上での留意点を整理し、必要となる設計条件の検討手法」について、技術提案を求め、仕様書に提案を反映し、本業務を遂行することにより、最も優れた成果が期待出来る。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注する事とした。

一般社団法人 港湾荷役機械システム協会は、本業務実施に係る総合評価型プロポーザル方式により提出された技術提案書及びヒアリング内容を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、一般社団法人 港湾荷役機械システム協会 と随意契約致したい。

令和2年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 横浜港新本牧地区船舶航行安全検討業務

本件は、下記の理由により、公益社団法人 東京湾海難防止協会 と随意契約致したい。

記

本業務は、横浜港新本牧ふ頭地区整備事業の施工に伴い、周辺海域を航行する船舶に及ぼす影響及び船舶航行の安全確保に必要な対策について、学識経験者、海事関係者並びに関係官公庁等で構成する委員会を設置し検討するものである。

本業務を適切に実施するためには、横浜港本牧ふ頭周辺における船舶交通の特性に精通していることが必要であり、総合的な航行安全対策の検討を念頭においたとりまとめが要求される。

また、これらの調査・検討にあたっては専門業者のノウハウを基に行うことで、より効果的な成果を得ることができる技術提案を求め、仕様書に提案を反映し、本業務を遂行することにより、最も優れた成果が期待出来る。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注する事とした。

公益社団法人 東京湾海難防止協会は、本業務実施に係る総合評価型プロポーザル方式により提出された技術提案書及びヒアリング内容を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、公益社団法人 東京湾海難防止協会 と随意契約致したい。

令和2年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 川崎港臨港道路東扇島水江町線整備効果検討業務

本件は、下記の理由により、八千代エンジニアリング株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、川崎港臨港道路東扇島水江町線整備事業における整備効果について、検討を行うものである。

臨港道路の整備効果の検討にあたっては、交通量推計及び整備効果評価に精通していることが必要となり、専門的な技術が必要である。また、当事業箇所周辺の開発計画の動向、現況の交通状況や道路利用状況の変化等の多岐にわたる知識も必要となる。

よって、「当該事業箇所における混雑状況を反映し、現況再現性の高い交通量推計を行うための具体的な検討手法について」について、技術提案を求め、仕様書に提案を反映し、本業務を遂行することにより、最も優れた成果が期待出来る。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注する事とした。

八千代エンジニアリング株式会社は、本業務実施に係る総合評価型プロポーザル方式により提出された技術提案書及びヒアリング内容を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目においてもっとも優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、八千代エンジニアリング株式会社と随意契約致したい。

令和 2 年度

京 浜 港 湾

随 意 契 約 理 由 書

(件 名) 横浜港新本牧地区工事安全管理等業務

本件は、下記の理由により東亜建設工業（株）横浜支店 と随意契約致したい。

記

新本牧ふ頭建設事業については、航行安全対策について学識経験者、海事関係者、海上保安庁、国土交通省関東地方整備局及び横浜市港湾局からなる「横浜港新本牧ふ頭整備に係る船舶航行安全対策調査検討会議」（以下検討会議という。）を 2018（平成 30）年 12 月に設置し、検討を行った。その中で、新本牧ふ頭建設工事の安全と一般航行船舶等の安全を確保するための対策として、「警戒船の運用」、「工事用作業船の運航管理」、「工事作業情報の周知および保安応急等」について総括的に管理運用する体制を図ることを海事関係者及び海上保安庁から強く要請された。

これに対して、共同事業者である国土交通省関東地方整備局と横浜市港湾局で、当該工事が長期間にわたり船舶航行の輻輳区域で行われることを勘案し、事業者（発注者）と請負者の代表者からなる「新本牧ふ頭建設工事連絡協議会」及び「航行安全連絡協議会連合会」を設置し、同連合会事務局が総括的な安全管理を実施することで 2019（令和元）年 5 月の検討会議で了承され、工事中の安全対策の了解が得られた。

こうした背景を踏まえ、令和元年 12 月 19 日に横浜市と国土交通省関東地方整備局で「横浜港新本牧ふ頭建設工事に伴う船舶航行安全管理に係る協定書」（令和元年 12 月 19 日付け、港湾政第 931 号、横浜市回答）を取り交わし、その協定書に従って新本牧地区における建設工事の安全管理業務を実施するところである。

本業務は、国及び横浜市が行う新本牧ふ頭建設工事の安全と一般航行船舶の安全を確保するため、情報管理、警戒管理、施設維持管理及び運航管理を行い、有効かつ適切な安全管理が総括的に機能するよう、横浜市との共同事業として安全管理業務を遂行することを目的とする。

東亜建設工業（株）横浜支店は、本件業務を当局と共同で実施する横浜市が既に契約を予定しているため、同社と契約することによって円滑な対応が図られる。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、東亜建設工業（株）横浜支店と随意契約するものである。

令和2年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 土地使用料 (東扇島)

本件は、下記の理由により、三菱UFJ信託銀行株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、川崎港東扇島水江町地区において実施中の川崎港東扇島水江町地区臨港道路整備事業にて使用する作業ヤードの借上を行うものである。

当該事業の作業ヤードは、限られた工期の中で速やかに事業を進めるため、事業用地と隣接していることが必須である。上記の条件をもとに作業ヤードとして適切な物件を調査したところ、三菱UFJ信託銀行株式会社の当該物件以外に適切な物件はなかったため、三菱UFJ信託銀行株式会社を特定した。

よって、会計法第29条の3第4項により、三菱UFJ信託銀行株式会社と随意契約することとする。

随意契約理由書

1. 件名 : 横浜港臨港道路（南本牧はま道路）緊急復旧工事設計内容確認業務
2. 履行場所 : 京浜港湾事務所
3. 契約の相手方 : 名称 日本工営株式会社 東京支店
住所 東京都千代田区九段北1丁目14番6号
4. 随意契約法令 : 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号
5. 随意契約の目的・内容及び随意契約に付する理由

(1) 目的・内容

本業務は、横浜港臨港道路（はま道路）緊急復旧工事の適切な施工と良好な品質確保を目的に、施工業者、その設計を担当したコンサルタント、発注者が参加する「三者会議」に参加し、設計意図の伝達等を行うものである。

「三者会議」とは、工事施工段階において、設計意図の伝達及び情報共有を図るものであり、設計者からの設計意図の説明、発注者からは施工上の留意事項の説明、施工者からは設計図書への質問や現場条件に適した施工技術の説明等を行い、それらに関する質疑応答を通じて、参加者間の情報を共有し、工事の手戻り防止等を図るものである。当該会議の目的を履行するためには、当該工事の設計図書に対し専門的技術力等を駆使して、発注者の要請に適切かつ迅速に対応する必要がある。

(2) 理由

本業務は、前述のとおり「三者会議」の設計者として会議に参加するものであり、当該工事の詳細設計を実際に担当した者でなければ、設計意図の明確な説明や施工者からの質問等に対して適切かつ迅速な対応ができないものと判断される。

日本工営株式会社東京支店本社は、過年度に当該工事に係る詳細設計を実施していることから、業務の履行にあたり参照した情報、履行の経緯等を熟知しており、設計意図を的確に伝達することができる唯一の者である。

以上のことから、本業務を円滑に遂行するためには日本工営株式会社東京支店が唯一の契約相手と判断し、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、日本工営株式会社東京支店と随意契約するものである。